

○社会教育法（抜粋）

(昭和二十四年六月十日)
(法律第二百七号)
第五回特別国会
第三次吉田内閣

社会教育法をここに公布する。

社会教育法

目次

- 第一章 総則(第一条—第九条)
- 第二章 社会教育主事及び社会教育主事補(第九条の二—第九条の六)
- 第三章 社会教育関係団体(第十条—第十四条)
- 第四章 社会教育委員(第十五条—第十九条)
- 第五章 公民館(第二十条—第四十二条)
- 第六章 学校施設の利用(第四十三条—第四十八条)
- 第七章 通信教育(第四十九条—第五十七条)

附則

(社会教育委員の構成)

第十五条 都道府県及び市町村に社会教育委員を置くことができる。

- 2 社会教育委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、教育委員会が委嘱する。

(平一法八七・平一三法一〇六・一部改正)

第十六条 削除

(平一法八七)

(社会教育委員の職務)

第十七条 社会教育委員は、社会教育に関し教育長を経て教育委員会に助言するため、左の職務を行う。

- 一 社会教育に関する諸計画を立案すること。
 - 二 定時又は臨時に会議を開き、教育委員会の諮問に応じ、これに対して、意見を述べること。
 - 三 前二号の職務を行うために必要な研究調査を行うこと。
- 2 社会教育委員は、教育委員会の会議に出席して社会教育に関し意見を述べることができる。
- 3 市町村の社会教育委員は、当該市町村の教育委員会から委嘱を受けた青少年教育に関する特定の事項について、社会教育関係団体、社会教育指導者その他関係者に対し、助言と指導を与えることができる。

(昭三四法一五八・一部改正)

(社会教育委員の定数等)

第十八条 社会教育委員の定数、任期その他必要な事項は、当該地方公共団体の条例で定める。

(昭二五法一六八・全改、昭三一法一六三・一部改正)

○京丹後市社会教育委員条例

平成16年4月1日

条例第112号

(趣旨)

第1条 この条例は、社会教育法(昭和24年法律第207号)第15条及び第18条の規定に基づき、社会教育委員の設置、定数、任期その他必要な事項について定めるものとする。

(社会教育委員の設置)

第2条 京丹後市教育委員会(以下「教育委員会」という。)は、社会教育委員(以下「委員」という。)を設置する。

(定数)

第3条 委員の定数は、15人以内とする。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(報酬及び費用弁償)

第5条 委員の報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法については、京丹後市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例(平成16年京丹後市条例第65号)の規定を準用する。

(解嘱)

第6条 教育委員会は、特別の事情が生じた場合は、その任期中であっても、これを解嘱することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、社会教育委員に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

○京丹後市社会教育委員会議運営規則

平成16年4月1日
教育委員会規則第26号

(趣旨)

第1条 この規則は、京丹後市社会教育委員条例(平成16年京丹後市条例第112号)第7条の規定に基づき、社会教育委員(以下「委員」という。)の会議運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(議長及び副議長)

第2条 委員の会議(以下「会議」という。)には、議長、副議長各1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 議長は、会議を招集し、これを主宰する。

3 副議長は、議長を助け、議長に事故があるとき又は欠けたときは、これを代理する。

4 議長及び副議長の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

(会議の招集)

第3条 会議は、必要がある場合教育長が招集するものとする。

2 前項の規定による招集には、会議開催の日時、場所及び会議に付議すべき事項をあらかじめ通知して行う。

3 議長及び副議長がともに欠けたときは、第2条の規定にかかわらず教育長が会議を招集する。

(会議の定足数及び議決)

第4条 会議は、委員の過半数が出席しなければこれを開くことができない。

2 会議の議決は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(その他)

第5条 この規則に定めるもののほか、会議に関し必要な事項は、議長が会議に諮って決定する。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。